

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	4-5
許認可等の種類	向精神薬試験研究施設設置者の登録			
根拠法令条例等・条項	麻薬及び向精神薬取締法第50条の5			
許認可等の概要	向精神薬試験研究施設設置者の登録			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻薬及び向精神薬取締法第50条の5 向精神薬試験研究施設設置者の登録は、国の設置する向精神薬試験研究施設にあつては、厚生労働大臣が、その他の向精神薬試験研究施設にあつては、都道府県知事が、それぞれ向精神薬試験研究施設ごとに行う。 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第51条第3項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者については、登録をしないことができる。 ・麻薬及び向精神薬取締法第51条第3項 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者について、都道府県知事は、都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者について、これらの者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく厚生労働大臣若しくは都道府県知事の処分に違反したときは、その登録を取り消すことができる。 			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	-			